令和５年５月 11 日

保護者の皆様

愛知県立豊橋聾学校長　衛藤　真有

感染症予防に関わる出席停止について（新型コロナウイルス感染症）

本校では、別添記載の感染症に罹患していると医師が診断した場合には、学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止の措置を取らせていただきます。令和５年５月８日から、新型コロナウイルス感染症は第二種感染症に位置付けられ、出席停止の期間が変更になりました。新型コロナウイルス感染症につきましても、必ず医師の処置と指示に従い、登校時に下記の報告書の提出をお願いします。（令和５年４月６日に配布したものと同じになります）

なお、報告書は保護者の方に記入していただき、医療機関の押印は必要ありません。

新型コロナウイルス感染症

出席停止期間

発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

○「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

---------- きりとり ----------

保　護　者　か　ら　の　報　告　書

令和　　年　　月　　日

豊橋聾学校長殿

部　　年　　組　氏名

保護者氏名

＜病名＞

＜出席停止期間＞　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日

医療機関名

＜連絡先＞　　（　　）　　－

※連絡先は、病名や出席停止期間を確認することがありますので、必ず御記入をお願いします。